

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 令和8年度陸上自衛隊久留米駐屯地で使用する電気
- (2) 需 要 場 所 福岡県久留米市国分町100 陸上自衛隊久留米駐屯地
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） : 6,000ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） : 6,000ボルト
- エ 標準周波数 : 60ヘルツ
- オ 電気方式 : 1回線受電
- カ 受電設備の総容量 : 6,575キロボルトアンペア
- キ コンデンサー容量 : 300キロボルトアンペア
- ク 蓄熱式負荷設備の有無 : 有（氷蓄熱 1.72 m³）

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 1,700KW
（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。）
- イ 予定使用電力量 : 5,686,000kWh
（月別の予定使用電力量は、別紙第1のとおり。）

(3) 契約期間

自 令和8年4月1日 00:00から至 令和9年3月31日 24:00まで

(4) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。別紙第2、別紙第3及び「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要（<http://there100.org/technical-guidance>）を確認すること。

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 有
- イ 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
- ウ 計量器の構成 : 電力需給用複合計器

(時間帯別・精密級)

(6) 需給地点

需要場所における陸上自衛隊久留米駐屯地が構内 1 号柱に施設した気中開閉器の電源側電線端子と九州電力株式会社の架空引込線との接続点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし計量地点に供給者が設置した計量装置は供給者の所有とする。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払い方法

ア 官側が支払うこととする。

イ 毎月初めに電気使用量等を、電気料金内訳書（様式は随意）にて官側に送付することとする。

ウ 契約業者は、上記イ項の通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。

(10) その他

ア 力率は自動力率調整装置を設置し、契約期間中 100% を保持する予定

イ フリッカー発生機器等電気の質に影響を与える様な負荷設備は特に有していない。

ウ 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入に関し、別紙第 4 に掲げる条件を満たすこととする。

エ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金等、電気事業者における再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

オ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別紙第 3）で半期ごと提出することとする。

月別予定使用電力量

(令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月)

項目 月	使用電力量 (KWh)	昼間電力量 (KWh)	夜間電力量 (KWh)	ピーク電力量 (KWh)	備 考
4	184, 000	127, 300	56, 700		
5	190, 000	133, 000	57, 000		
6	392, 000	281, 500	110, 500		
7	598, 000	327, 700	165, 100	105, 200	
8	585, 000	315, 300	167, 900	101, 800	
9	610, 000	330, 000	175, 100	104, 900	
10	443, 000	314, 500	128, 500		
11	345, 000	237, 400	107, 600		
12	605, 000	415, 600	189, 400		
1	638, 000	448, 500	189, 500		
2	616, 000	426, 900	189, 100		
3	480, 000	339, 400	140, 600		
合計	5, 686, 000	3, 697, 100	1, 677, 000	311, 900	

(注)

昼間電力量	毎日午前 8 時から午後 1 0 時までの時間で使用する電力量。ただし、ピーク時間および以下の「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。
夜間電力量	ピーク電力量、昼間電力量以外の時間で使用する電力量
ピーク電力量	夏季（7 月 1 日～9 月 3 0 日までの期間）の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間で使用する電力量。ただし、以下の「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。
休日等	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および 1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 3 0 日、5 月 1 日、5 月 2 日、 1 2 月 3 0 日、 1 2 月 3 1 日

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

提出様式例

2020年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

2020年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

2020年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②前年度の未利用エネルギー活用状況、③前年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.810未満	20
	0.810以上	0
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書(※2)の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和3年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

（2）グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第361会計隊久留米派遣隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- （1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- （2）1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 前年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「前年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和元年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式) $\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

④ 前年度の未 利用エネ ルギー活用状 況	3 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 前年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
① 前年度の再 生エネ ルギーの導入状 況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{②}} \times 100$ 前年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(KWh)) ② 前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kwh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ③ 前年度の供給電力量 (需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 前年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
-----------------------------------	---

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊久留米駐屯地
第361会計隊久留米派遣隊長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称 〇〇株式会社
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和元年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位 : kg-CO2/kWh)		
②	前年度の未利用エネルギー活用状況		
③	前年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第〇により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。